

## 社会福祉法人安立園 虐待防止指針

### 1 基本的な考え方

社会福祉法人安立園（以下「法人」という。）では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待等の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務に当たるものとする。

### 2 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者等の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

#### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者等の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

#### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者等に精神的、情緒的な苦痛を与えること

#### (4) 性的虐待

利用者等にわいせつな行為をすること。又は利用者等にわいせつな行為をさせること

#### (5) 経済的虐待

利用者等の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

### 3 虐待防止に係る委員会の設置等

(1) 法人は、虐待の防止及び早期発見への取組みについて組織的に対応するため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員は、常務理事、施設長、事務長及び副施設長とし、委員長は常務理事とする。

(3) 委員長は、必要に応じて前記委員以外の者を出席させることができるものとする。

(4) 委員会は、年に2回定期開催するものとし、その他開催する必要がある場合は委員長が招集するものとする。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

イ 虐待に対する基本理念や行動規範等の職員への周知に関すること

ウ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること

エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

- オ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
  - カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- (6) 委員会において審議された虐待防止に関する措置等について、適切に実施するため、事業所ごとに責任者及び担当者を置くものとする。

#### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとし、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施するものとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存するものとする。

#### 5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
- (2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (3) 虐待の事案内容が重大で緊急性が高い場合には、市及び警察等の関係機関の協力を仰ぐなど、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応するものとする。
- (2) 利用者等の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、厚生労働省作成の高齢者虐待防止マニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を参考にするものとする。

#### 7 成年後見制度等の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じ

て、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うものとする。

#### 8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は、その内容を虐待防止責任者に報告するものとする。
- (2) 苦情の内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告するものとする。

#### 9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けるものとする。

#### 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めるものとする。

#### 附 則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。